

令和 6 年横審第 1 6 号

裁 決

油送船 A 養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 5 年 3 月 9 日 0 5 時 1 5 分

京浜港横浜第 5 区

2 船舶の要目

船 種 船 名 油送船 A

総 ト ン 数 1 7 トン

登 録 長 1 7 . 8 5 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 2 6 4 キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、昭和42年5月に進水し、航行区域が平水区域で、主に東京湾内の諸港において、大型船等への燃料補給作業に従事する鋼製油送船で、船首部及び中央部各上甲板下に5個の貨物油タンク、船尾部上甲板上に操舵室をそれぞれ配し、同室前面が窓枠によって3分割され、中央のみ旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置及び機関回転計、前方に磁気コンパス、後方に操縦席をそれぞれ備えていた。

#### (2) 京浜港横浜第5区

京浜港横浜第5区（以下、港区については「京浜港横浜」の冠称を省略する。）は、東京湾西側中央部に位置する東方に開いた港区で、南部陸岸寄りには、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から173度（真方位、以下同じ。）1.53海里、175度2.16海里、180度2.15海里、180度1.52海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域に、横浜市漁業協同組合が神奈川県知事から免許を受けた免許番号区第1号の区画漁業免許に基づく第1種区画漁業のり養殖業漁場区域（以下「横浜漁場区域」という。）が設定され、同漁場区域の範囲を明示するため、横浜漁場区域の北側及び東側両境界上に、いずれも光達距離が1海里ないし2海里で、灯高約1.0メートル、毎4秒に1回の黄色閃光を発する主要部の材質がアルミニウム合金製の簡易標識灯各4基が設置されており、毎年9月1日から翌年3月31日までの間、同漁場区域内にのり養殖施設が敷設されていた。

そして、横浜漁場区域は、X協会刊行のヨットモーターボート用

参考図H－1 7 2 東京湾その2（以下「参考図」という。）に掲載されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）Aに船長として乗船し、主に昼間に陸上の著名な建造物との相対位置関係を目測して東京湾内の諸港に向かい、燃料補給作業に従事していたもので、第5区南部を数回航行し、のり養殖施設を見掛けた経験から、横浜漁場区域が設定されていることを認識していたものの、参考図に当たって精査したことはなく、同漁場区域の範囲及び簡易標識灯の設置状況等を詳細に把握していなかった。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか1人が乗り組み、A重油20キロリットル及び軽油35キロリットルを積載し、燃料補給作業の目的で、船首1.8メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和5年3月9日04時00分第1区の定係地を発し、第5区を経由して神奈川県横須賀港第2区に向かった。

発航に先立ち、a 受審人は、横浜漁場区域の範囲及び簡易標識灯の設置状況等を詳細に把握していなかったが、昼間に視認した横須賀港第4区所在の造船所に設置されたガントリークレーンとの相対位置関係を目測して船位の確認が出来たので、同クレーンに装備された照明を見付けることができれば、同照明を頼りに第5区南部を無難に航過できるものと思い、参考図を入手して横浜漁場区域を避けた針路法を計画するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、出港操船に引き続いて船橋当直に就き、航行中の動力船の灯火を表示し、甲板員を操舵室内で待機させ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、ガントリークレーンに装備された

照明を見付けることが出来ず、05時00分半僅か前東防波堤灯台から108.5度1,230メートルの地点で、針路を横須賀港第2区に向けるつもりで198度に定め、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、同照明を探しながら手動操舵によって進出した。

こうして、a受審人は、05時04分半僅か前東防波堤灯台から141.5度1,460メートルの地点に達したとき、横浜漁場区域まで1海里のところとなり、その後同漁場区域に向首接近する状況となったものの、このことに気付かず、ガントリークレーンに装備された照明を見付けることが出来ないまま、同照明を探しながら続航中、05時13分半少し過ぎ東防波堤灯台から173度1.57海里の地点で、横浜漁場区域に進出し、05時15分東防波堤灯台から175.5度1.71海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同漁場区域ののり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、常用薄明の始まりは05時36分、日出時刻は06時01分で、視界は良好であった。

その結果、推進器翼に修理を要さない擦過傷を生じ、のり養殖施設は、桙綱及び錨索に切断等をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件ののり養殖施設損傷は、夜間、第5区南部を経由する予定で、横須賀港第2区に向けて第1区を発航する際、水路調査が不十分で、横浜漁場区域に向首進出したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、第5区南部を経由する予定で、横須賀港第2区に

向けて第1区を発航する場合、横浜漁場区域の範囲を詳細に把握していなかったのだから、同漁場区域に向首接近することのないよう、参考図を入手して横浜漁場区域を避けた針路法を計画するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、昼間に視認した横須賀港第4区所在の造船所に設置されたガントリークレーンとの相対位置関係を目測して船位の確認が出来たので、同クレーンに装備された照明を見付けることができれば、同照明を頼りに第5区南部を無難に航過できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、横浜漁場区域に向首進行してのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及びのり養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月12日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁